

## 平成30年度の入札・契約制度の運用に係る見直しについて

### 1 再度入札・開札の日程の見直し

予定価格を事後公表している工事入札において、開札日に予定価格超過により成立しなかった場合に行う再度入札・開札について、入札・契約手続の更なる円滑化を図るため、原則的な日程を次のとおり改めます。

現 行	改正後
開札日の <u>翌開庁日 17時</u> までに再度入札， <u>翌々開庁日 9時</u> に再度開札	開札日の <u>翌開庁日 15時</u> までに再度入札， <u>同日 16時</u> に再度開札

### 2 実施時期

上記1は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

### 参考 入札時の質疑受付の見直し

原則として、質問締切日を「入札初日の10営業日前」に、回答公表日を「入札初日の5営業日前」に、それぞれ1日ずつ前倒ししますが、**案件により変動する場合がありますので、必ず入札公告で確認してください。**

現行（公告文例）	改正後（公告文例）
入札初日の <u>9日前</u> に質問を締切り → <u>4日前</u> に回答を公表	入札初日の <u>10日前</u> に質問を締切り → <u>5日前</u> に回答を公表

（以上）